

建設業における内部統制のあり方に関する研究会 設置趣旨等(案)

1. 背景・目的

建設業は、我が国の経済社会に密着した重要な産業であり、適正な施工を通じて品質の高い社会資本の整備を行うことを含め、社会からの建設業に対する要請は複雑多岐にわたっている。このような状況のなかで、建設企業は、法令を遵守するだけでなく、経済社会の一員として適切に行動することが求められている。

国土交通省では、これまで、「建設業法令遵守推進本部」や「駆け込みホットライン」の設置、「法令遵守ガイドライン」の策定・改定、「下請取引等実態調査」の拡充、法令違反行為の取締強化など、建設工事の取引の適正化や法令遵守の促進に重点を置いた取組を進めてきた。

このような取組を引き続き行っていくことは当然であるものの、建設業が社会からの要請に応えていくためには、個々の建設企業における自主的な取組を促進することが重要である。しかしながら、このような建設企業における取組は、中小建設業者を中心として、不十分な状況にあると考えられる。

このため、「建設業における内部統制のあり方に関する研究会」を設置し、中小建設業者を主な対象とする内部統制のあり方について検討し、建設業の取引適正化を推進させることを含め、建設産業の発展に資することを目的とする。

2. 検討日程(予定)

第1回(平成20年12月8日)

- ・建設業の現状をとりまく状況
- ・企業における内部統制の導入状況及び課題
- ・本研究会における今後の検討の視点

第2回(平成21年2月中旬)

- ・建設業者に対する調査結果の報告
- ・内部統制導入策の検討

第3回(平成21年3月下旬)

- ・内部統制導入策の策定
- ・報告書とりまとめ